

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づき、「外国往来船等と陸地との間の交通場所」、「貨物の積卸場所」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」として下記のとおり指定（変更）するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

大分空港

（1）外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
大分空港ターミナルビル（暫定国際線施設）1階の税関出国検査場入口から、出国審査ブース及び出国待合室を経て国際線コンコース、階段を通り、2階のNo.9ボーディングブリッジを経て、No.9スポットに駐機する外国往来機に至る通路	大分県国東市安岐町下原13番地	出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
大分空港ターミナルビル（暫定国際線施設）1階の税関出国検査場入口から、出国審査ブース及び出国待合室を経て国際線コンコース、国際線南側通用口を経て、No.10スポットに駐機する外国往来機に至る通路	〃	〃
No.9スポットに駐機する外国往来機から、2階のNo.9ボーディングブリッジを経て階段を通り、1階の国際線コンコース、検疫ブース及び入国審査ブースを経て税関入国旅具検査場に至る通路	〃	入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
No.10スポットに駐機する外国往来機から、1階の国際線南側通用口を経て、国際線コンコース、検疫ブース及び入国審査ブースを経て税関入国旅具検査場に至る通路	〃	〃
入国旅具検査場東側通路	〃	貨物及び機用品並びに携帯品の積卸と航空機の整備等の業務に従事する者に限る。

(2) 貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場所の名称	所在地	備考
No.9 及び No. 10 の各スポット	大分県国東市安岐町下原 13 番地	

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
No.9 及び No. 10 の各スポット	大分県国東市安岐町下原 13 番地	

平成 29 年 3 月 24 日

大分税関支署長 小 黒 聖 嗣